

都市計画運用指針（新旧対照表）

改 正（令和5年5月26日）	現 行
<p>I. ～III.（略）</p> <p>IV. 都市計画制度の運用の在り方</p> <p>IV-3-1（略）</p> <p>IV-3-2 一般的事項</p> <p>1. ～5.（略）</p> <p>6. その他の法律による許可、認可等の処分との調整</p> <p>法第29条の許可申請に係る開発行為が首都圏近郊緑地保全法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、砂防法等の土地に対する行為の制限を定めた法律による許可、認可等の処分をも必要とする場合には、これらの許可、認可等の担当部局と調整を図った上で、同時に処分を行うようにすることが望ましい。この場合において、当該担当部局との調整は、これらの処分が遅延しないようにできる限り迅速に行うことが望ましい。</p> <p>なお、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工</u></p>	<p>I. ～III.（略）</p> <p>IV. 都市計画制度の運用の在り方</p> <p>IV-3-1（略）</p> <p>IV-3-2 一般的事項</p> <p>1. ～5.（略）</p> <p>6. その他の法律による許可、認可等の処分との調整</p> <p>法第29条の許可申請に係る開発行為が首都圏近郊緑地保全法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、砂防法等の土地に対する行為の制限を定めた法律による許可、認可等の処分をも必要とする場合には、これらの許可、認可等の担当部局と調整を図った上で、同時に処分を行うようにすることが望ましい。この場合において、当該担当部局との調整は、これらの処分が遅延しないようにできる限り迅速に行うことが望ましい。</p> <p>なお、<u>宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域内に</u></p>

事規制区域内又は特定盛土等規制区域内における宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、開発許可を受けることによって、同法第12条第1項又は第30条第1項の規定による許可を受けたものとみなされ、また、津波防災地域づくりに関する法律に基づく特別警戒区域内においては、開発許可を受けることによって、同法第73条第1項の規定による許可を受けたものとみなされるため、開発許可申請者にこの旨を付言するとともに、各法の許可担当部局と適切に連携すること等により、許可申請者へ必要以上の負担を求めないよう注意することが望ましい。

7. ～10. (略)

V. ～VI. (略)

においては、開発許可を受けることによって、同法第8条第1項の規定による許可は不要となり、また、津波防災地域づくりに関する法律に基づく特別警戒区域内においては、開発許可を受けることによって、同法第73条第1項の規定による許可は不要となるが、開発許可申請者にこの旨を付言するとともに、同法の許可担当部局と適切に連携すること等により、許可申請者に二重の負担をかけないようにすることが望ましい。

7. ～10. (略)

V. ～VI. (略)